

令和7年度さいたま市アクセラレータープログラム（SCAP）コーディネーター 業務概要

1. 業務目的

本業務は、さいたま市内スタートアップ事業者（創業10年以内の成長志向事業者）の成長支援のために実施する「令和7年度さいたま市アクセラレータープログラム（以下SCAP）」において、プログラム採択事業者（最大7者）の進捗管理、課題抽出、助言、外部メンターとの面談設定などの伴走支援を実施することで、プログラム採択者の定量目標達成を支援することを目的として委嘱する。

2. 業務内容

(1) SCAP への応募促進

- ・5月18日（日）までに20者以上の応募を目標として、プログラムの周知に取り組むこと
- ・必要に応じて、応募検討者に対して応募フォームの記入方法などの助言を行うこと

▼応募資格

2016年1月1日以降に開業した、さいたま市内に事業所のある法人または個人事業主

※応募時点で開業済みであること

※SCAPのすべてのプログラムに参加可能であること

※法人の場合、代表本人が参加できること

▼応募方法

SCAPウェブサイト（3月中に公開予定）に記載の応募フォームより申込

(2) SCAP 応募者の審査

▼書類審査 | 5月下旬

- ・(1)の応募者（20者以上目標）を対象に、書類審査を実施すること（最大12者まで選抜）
- ・書類審査の方法および審査員については、当財団と協議のうえ決定すること

▼プレゼン審査 | 6月11日（水）9:30～16:30（さいたま市内）

- ・書類審査通過者を対象にプレゼン審査を実施すること
- ・プレゼン審査の結果、最大7者をSCAP採択者として決定する
- ・プレゼン審査の会場手配および審査員依頼については、当財団にて対応する

(3) SCAP 採択者の定量目標達成に向けた伴走支援

▼伴走支援

- ・SCAP採択者が成果発表会までに達成を目指す定量目標の設定、および定量目標達成へ向けた具体的行動計画の策定・実行の支援
- ・さいたま市起業家支援補助金（SCAP期間中の活動にかかる製品開発や販路開拓、システム構築などの費用を最大50万円補助）の申請書作成支援

- ・ SCAP 採択者と定期的に（1回 30～60分、月 2 回程度）面談し、行動計画の進捗状況の確認、課題の抽出、助言などの伴走支援を実施（オンライン可）
- ・ 上記伴走支援を実施後、遅滞なく支援記録（指定書式）を当財団に提出すること

▼メンタリング設定

- ・ 採択者の支援にあたり、必要に応じて外部メンターとのメンタリング（1回 60分程度）を設定すること（オンライン可）
- ※外部メンターは、当財団が指定するメンター名簿から、採択者の個別課題に応じて選任すること
- ※メンター名簿に適任者がいない場合は、当財団と協議のうえ、適任者をメンター名簿に追加すること
- ・ メンタリングには、原則としてコーディネーターも同席すること
 - ・ メンタリング実施後、メンターから遅滞なくメンタリング報告書（当財団指定の書式）を受領し、当財団に提出すること

▼イベント企画・運営

- ・ 以下イベントの内容を当財団と協議のうえ企画し、当日の運営を行うこと
- ※各イベント当日は、当財団から 2 名程度が運営の補助を行う予定
- 7月3日（木）14:00～16:00 | SCAP キックオフイベント（さいたま市内）
- 7月23日（水）14:00～16:00 | セミナー第1回（さいたま市内）
- 9月10日（水）14:00～16:00 | セミナー第2回（さいたま市内）
- 10月15日（水）14:00～16:00 | SCAP 中間発表会（さいたま市内）
- 12月3日（水）14:00～16:00 | セミナー第3回（さいたま市内）
- 令和8年2月4日（水）14:00～16:00 | SCAP 成果発表会（さいたま市内）
- ※「SCAP キックオフイベント（7月3日）」「SCAP 中間発表会（10月15日）」「SCAP 成果発表会（令和8年2月4日）」は、SCAP 採択者のお披露目（または成果発表）を目的として実施する。参加者はさいたま市内外の金融機関、投資家、メディア、事業会社、起業家、企業支援機関などを想定しており、各イベントの参加者数は 20 名以上を目標として、当財団と協力のうえ集客に取り組むこと。イベントの内容には、採択者によるピッチや、参加者とのネットワーキングなどを含むこと。
- ※全 3 回のセミナーは、採択者の課題解決へ向けた知識インプットを目的として実施する。採択者の課題や興味関心、トレンドなどをもとに、テーマおよび講師を選定すること。

▼情報発信

- ・ SCAP ウェブサイトの「新着情報」欄を適宜更新し、SCAP のイベント告知、開催報告、採択者の活動報告などの情報を掲載すること
- ・ Facebook グループ「Startup! SAITAMA」にて、さいたま市内の起業家にとって有益な情報（補助金、イベント等）を随時発信すること

(4) 月次報告書の提出、および定例会議への参加

- ・毎月の業務状況について、月次報告書（当財団指定書式）を作成のうえ翌月第 2 営業日までに提出すること
- ・少なくとも月 1 回以上、定例会議を開催のうえ当財団に SCAP 進捗状況を報告すること

(5) SCAP 支援完了報告書の作成

- ・令和 8 年 2 月 28 日までに、SCAP における各採択者の支援内容および成果を「SCAP 支援完了報告書（自由書式）」として提出すること
- ・SCAP 採択者より支援に関するアンケートを取得、結果を分析のうえ上記報告書に反映すること
- ・次年度の SCAP をより効果的に実施するため、当財団に対して改善策など助言を行うこと

3. 業務遂行にあたっての留意事項

(1) 守秘義務

- ・個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た情報を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。委嘱契約終了後も同様とする。
- ・業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法および当財団の個人情報管理規定に則り、責務を果たすものとする。本項に違反したことにより発生した損害については、当財団と協議のうえ損害額を確定し、当財団に対して賠償するものとする。

(2) 法令の遵守

- ・業務の実施に伴い適用を受ける法令、規定、基準についてはこれを遵守すること。

(3) 嫌疑に関する協議

- ・本書面に記載されていない事項、法令により義務づけられている事項およびその他の事項についても、業務上当然必要な事項については、業務の範囲に含まれるものとする。なお、嫌疑が生じた場合には、当事者間で協議し取り決めるものとする。

以上